項		目	基本規程
番		号	I - 01
制	定	日	平成 10 年 11 月 13 日

定款

株式会社交換できるくん

平成 10 年 11 月 13 日 会社設立 平成 29 年 9月 1日 改定 平成30年6月29日 改定 平成30年8月16日 改定 平成 30 年 9月 27 日 改定 平成 31 年 2月 14 日 改定 令和 2年 2月10日 改定 令和 2年 2月28日 改定 令和 2年 5月29日 改定 令和 2年 6月 5日 改定 令和 2年 9月30日 改定 令和 3年 6月25日 改定 令和 4年 6月24日 改定 令和 6年 6月24日 改定 令和 7年11月 1日 改定

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社交換できるくんと称し、英文ではKoukandekiru kun, Inc. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 一般建築工事業
 - 2. 建物の営繕工事
 - 3. 建築物の設計、工事監理
 - 4. 給排水設備工事業
 - 5. ガス配管工事業
 - 6. 一般電気工事業および電気通信工事業
 - 7. 住宅設備機器の販売、施工、下取り品の売却、メンテナンス、レンタル およびリース
 - 8. 家庭用および業務用電化製品の販売、施工
 - 9. インターネットを利用したマーケティング、広告および宣伝等の企画、 立案および制作
 - 10. インターネットを利用した各種情報処理および情報提供サービス業
 - 11. インターネットを利用した広告代理店業
 - 12. 住宅設備リフォーム事業に関するコンサルティングサービス
 - 13. フランチャイズシステムによる住宅設備リフォーム事業の経営
 - 14. 子会社および関連会社等の事業活動の経営管理またはこれらに対する 経営指導、コンサルティング業務もしくはアドバイザリー業務の提供等
 - 15. マーケティング (商品の販売やサービスを促進するための活動) に関する 企画、制作および代行業務
 - 16. 保証事業
 - 17. コールセンターの運営、管理およびこれらの受託
 - 18. 不動産の賃貸借、売買、仲介、管理およびこれらのコンサルティング
 - 19. ファイナンシャルプランナー業務および関連するサービスの提供
 - 20. 家事代行業およびくらし関連サービスに関する事業
 - 21. コンピューターシステムおよびソフトウェアの開発、販売、保守、賃貸、管理
 - 22. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関構成)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

- 第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。
 - ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、24,840,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
 - ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、 法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
 - ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取 締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会にお いて定めた順序により、他の取締役が招集する。
 - ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、 あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一 部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面 に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
 - ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに 提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める 事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第19条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、7名以内とする。
 - ② 当会社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって 選任する。
 - ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。
 - ② 補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
 - ③ 第一項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - ④ 第二項の規定にかかわらず、補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
 - ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - ③ 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。 ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
 - ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する ことができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める 事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電 子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会 の決議によって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
 - ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員

会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

- 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を 定めることができる。
 - ② 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の配当金には利息をつけない。

附則

当会社は、第 26 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって 免除することができる。

上記は当会社の定款に相違ない。

東京都渋谷区東一丁目 26 番 20 号 東京建物東渋谷ビル 7F 株式会社交換できるくん 代表取締役社長 栗原 将